

広報

# あち

7月

2011 JULY No.201



ラッパ部

## 主な内容

国民健康保険税の税率を改定しました …2P～3P  
不法投棄・野焼き禁止について ……4P～5P  
農業委員会からのお知らせ ……8P～9P  
村の光インターネット接続サービス終了について…12P  
分譲住宅地購入希望者募集 ……16P  
熊谷元一写真賞コンクール ……18P～19P

## 7連覇

7月10日(日)に飯田市で行われた、飯伊消防技術大会において、阿智村消防団のラッパ部が優勝し7連覇を達成しました。伊那市で7月31日に行われる県大会に出場します。

また、小型ポンプ操法の部では第5分団が第2位、第3分団が第6位、ポンプ車操法の部では第2分団が第7位の成績でした。

私たちの村(7/1現在) 人口6,914人 男3,350人 女3,564人 世帯2,358戸

●阿智村のホームページ  
<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

# 平成23年度の 国民健康保険税の 税率を改定しました

六月八日に阿智村国民健康保険運営協議会を開催し、平成二十三年度の阿智村国民健康保険税の税率改定について審議いただきました。協議会の答申に基づき阿智村議会六月定例会に阿智村税条例の一部改正案を上程し可決されました。

平成二十二年度の医療給付費については、四億四千六百七十万円となり、前年度に比べ約二十％伸びており、被保険者一人当たりの医療費は約十三％増と高い伸びとなりました。

このような状況の中で、平成二十三年度の国保会計について、課税所得の低迷による国保税の減収や、医療費の増加傾向が続いている現状の見込みに修正し検討したところ、単年度赤字が約五千三百万円に増加する見込みです。

そこで、前年度の繰越金三千百万円と基金からの繰り入れを千六百万円充て、残りの不足分六百万円を税率を引き上げることにより必要額を確保することとなりました。

これにより医療給付費分の所得割について〇・八三％引き上げをお願いし、四・七三％に改定します。なお、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は据置となります。

また、制度改正により国保税の賦課限度額が引き上げられました。

景気の低迷により所得が減少する中で皆様の負担が増すわけですが、医療費の抑制と併せまして、ご理解ご協力をお願いします。



## 税率表

区 分		所得割	資産割	均等割	平等割	賦 課 限 度 額
医 療 給 付 費 分	H23年度	4.73%	14.00%	12,200円	16,100円	51万円
	H22年度	3.89%	14.00%	12,200円	16,100円	
	増減額（率）	0.84%	0%	0円	0円	
後期高齢者 支援金分	据 置	2.10%	9.72%	8,200円	6,400円	14万円
介 護 納 付 金 分	据 置	1.64%	9.95%	7,700円	6,000円	12万円

## 国保財政調整基金の推移

単位：千円

区 分	21年度末	22年度末	23年度末
基金残高	150,152	150,500	128,043

## モデル世帯の国保税比較

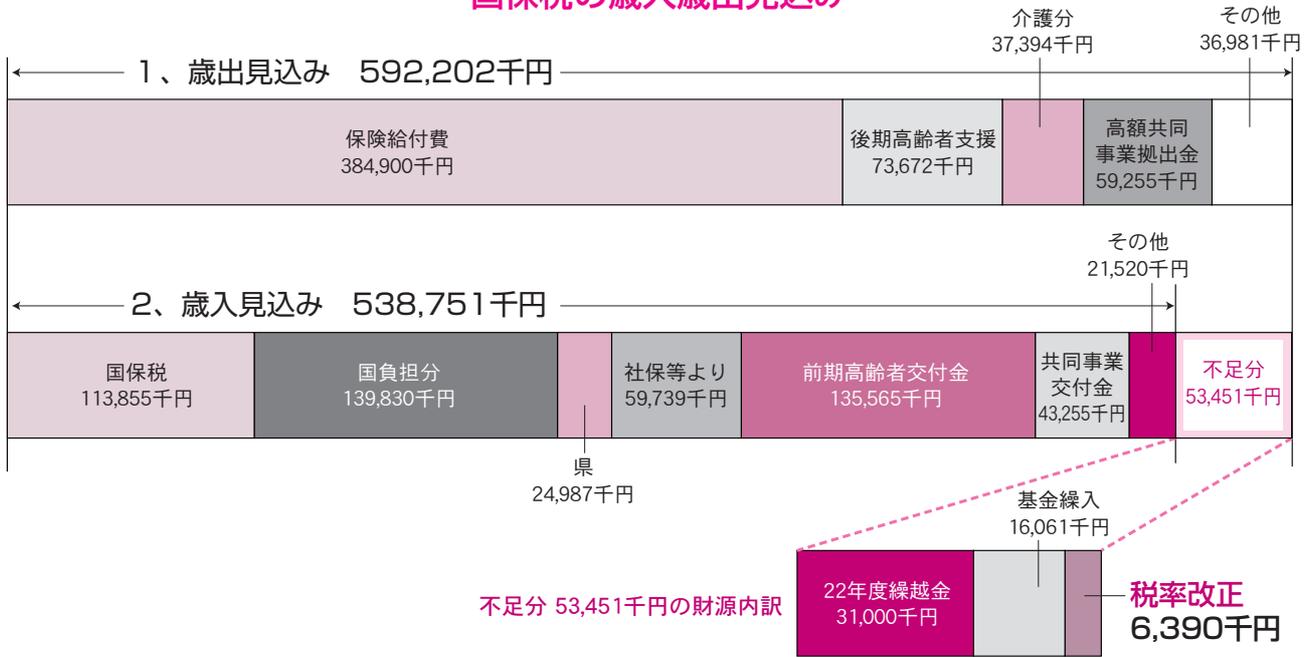
平成23年度

A家(4人家族)			
世帯主	45歳	所得	200万円
妻	45歳	なし	
子	15歳	なし	
子	10歳	なし	
固定資産税			5万円
改訂前年税額			269,600円
改訂後年税額			283,600円
			<b>差額14,000円</b>

B家(2人家族)			
世帯主	60歳	所得	100万円
妻	60歳	なし	
固定資産税			5万円
改訂前年税額			118,800円
改訂後年税額			124,400円
			<b>差額5,600円</b>

所得 200万円の家庭で 14,000円の負担増  
 所得 100万円の家庭で 5,600円の負担増 となります

### 国保税の歳入歳出見込み



後期高齢者医療の被保険者の皆様へ

**八月は被保険者証(保険証) 定期更新の月です**

現在お使いの保険証(桃色)は、「有効期限 平成二十三年七月三十一日」で使えなくなります。

八月一日までに「有効期限 平成二十四年七月三十一日」と記載された、新しい保険証(橙色)を郵送します。

●保険証が届いたら…

記載事項を確認してください！

住所、氏名、一部負担金の割合など、保険証の記載内容を必ず確認してください。

なお、平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までの一部負担金の割合(一割または三割)を、平成二十二年中の所得に基づき、改めて判定しているため、負担割合が変わっている場合もあります。保険証に関するお問い合わせ先

長野県後期高齢者医療広域連合

事務局 資格管理課 資格管理係

〒三八〇―〇九三五

長野県長野市大字中御所七九一五

NOSAⅠ長野会館二階

☎〇二六―二九一五三三〇(代表)

または、阿智村役場 民生課保健係

☎四三―二二二〇(内線二四一)

# 不法投棄・野焼き禁止について

自然豊かな阿智村の綺麗な景観をみんなで守り、一人ひとりが自覚をもって不法投棄や野焼きを絶対にしないようにしましょう。不法投棄や野焼きは法律で禁止されています。

☆廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条で不法投棄禁止、同法第16条の2で野焼きが禁止されています。

☆同法第25条で不法投棄若しくは、野焼きを行ったものは、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科（懲役と罰金の両方が科せられる意味）する。」となっています。

## ◎不法投棄

不法投棄は、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。原因者は、撤去を求められるとともに、重い刑罰が科せられます。

### 平成22年に検挙された、長野県下の不法投棄の主な事案

検挙年月日	行為者	内 容	刑罰の内容
平成22年 2月14日	男性（44）	廃品回収業に従事していた際に、他人から処分を依頼された家庭ごみの処分にあたり、処分費を支払うと利益が出ないとの理由から、山林内に衣類や段ボールなど約200kgを投棄した。	罰金 50万円
平成22年 3月4日	男性（36）	引っ越しの際に不要となった家庭ごみの処分費がなかったために、パチンコ店の駐車場に家具、衣類、段ボールなど約105kgを投棄した。	罰金 20万円
平成22年 4月9日	男性（42）	引っ越しの際に、自宅に溜め込んだ家庭ごみの処分に困り、2日に渡ってゴルフ場に衣類、空き缶、ペットボトルなどのごみ袋合計66袋、約195kgを投棄した。	罰金 50万円
平成22年 7月2日	男性（37）	家庭ごみの処分に困り、他人の土地にペットボトル、空き缶、タバコの吸い殻など約16kgを投棄した。	罰金 30万円
平成22年 8月16日	男性（53）	家庭ごみの分別が面倒であるとの理由から、他人の畑などに家具、衣類、ペットボトルなど約220kgを投棄した。	罰金 50万円
平成22年 8月16日	男性（22）	引っ越しの際に不要となった家庭ごみの分別が面倒になり、山林内に紙くず、雑誌、ビン等約20kgを投棄した。	罰金 50万円

長野県環境部廃棄物監視指導課 調べ 電話：026-235-7203

◎野焼き

野焼きは、煙や悪臭により自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

平成22年に検挙された、長野県下の野焼きの主な事案

検挙年月日	行為者	内 容	刑罰の内容
平成22年 1月15日	男性（33）	再三にわたり行政機関から指導を受けていたにもかかわらず、住宅工事現場などから発生した木くず約20kgを焼却施設の基準に適合しない焼却炉で焼却した。	罰金 30万円

長野県環境部廃棄物監視指導課 調べ 電話：026-235-7203

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条

野焼きの例外（特例として野焼きが許されているもの）

焚き火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの 例：落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤー、庭木の剪定枝の焼却
農業、林業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の処理 例：稲わら、田や畑の法面等の草の焼却、伐採した枝の焼却など
風習、慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 例：ほんやり等の地域の行事における不用となった門松やしめ縄などの焼却
国、地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 例：河川管理者による河川管理をするために伐採した草木等の焼却
震災、風水害、その他の災害の予防、応急対策及び復旧のために必要な廃棄物の焼却 例：災害時における木屑の焼却、道路管理のために剪定した枝等の焼却

◎注意すべき事項

- ★特に住宅地に近い場所などでは煙や灰による苦情につながります。また、日常的に行っている場合には軽微とは言えなくなりますので、付近への十分な配慮をしてください。
- ★焚き火が特例で許されているからといって、焚き火のついでにビニール等を燃やすことは焚き火ではなく、明らかに野焼きに該当します。絶対にしないようお願いします。

不明な点は 役場ふるさと整備課廃棄物対策係

**43-2220** までお問い合わせください。

## 人事異動

〈平成二十三年七月一日〉

### 村職員等

( ) 内は旧任

#### 【地域経営課】

▽係長 近藤和仁 (民生課浪合授産所長)

#### 【民生課】

▽授産所 菱田直樹 (地域経営課)

## 木造住宅耐震診断

### 申込み受付

専門家による無料の耐震診断の申込を受け付けています。

本人の費用負担なし (無料) で、村が専門家を派遣し、耐震診断を行います。

#### ○対象住宅

村内にある、昭和五十六年五月三十一日以前に建築された木造戸建住宅。

○申請者 対象住宅にお住まいの方

○費用 申請者の方の費用負担はありません (無料)

○申込み受付 診断を希望の方は、

平成二十三年八月十二日までに役場総務課までお申し込みください

#### ○その他

既に簡易耐震診断を受けた方で、詳しい診断により、耐震改修を検討される場合は、精密診断を受けることができます。

お問い合わせ

役場総務課 ☎四三二二二〇〇

(内線二七二)

## 村内一斉に各部落の自主防災訓練が行われます

自主防災訓練が八月二十八日(日)に行われます。

阿智村は、東海地震や伊那谷断層型地震の強化地域となっています。

自主防災組織は「自分達の身は自分たちで守る」という意識や連携で自主的に組織された、災害による被害を予防・軽減するための活動する組織です。

いつ何時、災害は発生するのかわかりません。日頃から防災意識を高め、地域内の連携を図り滅災へ向けて取り組む訓練が今後重要となります。

訓練当日は、村民の皆さんご都合

をつけて参加ください。

お問い合わせ

役場総務課 ☎四三二二二〇〇

(内線二七二)

## 子どもと一緒に 保健センターへ

保健センターは健診などの行事がなければ、交流や遊びの場として利用ができます。

#### ◇利用可能時間

- ・午前九時～十一時三十分
- ・昼食をとる場合は午後一時まで
- ・午後一時～四時三十分

#### ◇利用上の注意

- ・片づけをする
- ・飲食は決められた場所で
- ・ゴミは持ち帰る
- ・利用にあたっては、子育て支援室の窓口へ一言声をかけてください。

保健センターの空き状況を、毎月発行する子育てカレンダーでお知らせしますのでご覧ください。

暑い日が続きます。子どもと部屋に閉じこもっていても、お互いストレスがたまりません。広場を上手に使う、子育てを楽しんでください。

お問い合わせ

教育委員会 子育て支援室

☎四五二二三三

## 保育料を 据え置きます

今年度の保育料徴収の基準額は据え置きます。これにより七月分の保育料から、前年の所得を基準額表にあてはめて徴収させて頂きます。

昨年度は、徴収基準、階層区分を細分化して総体的に保育料を下げるなどの大幅な改定を行いました。今年度は、五年間の据え置き期間を終了して、浪合地区も阿智・清内路地区と同様の保育料になるほか、未満児の入所児童が増えたことなどにより、保育所運営に対する保育料の割合は一部伸びて十八・五%になる見通しです。

保育料の納期限内納付へのご協力を引き続きお願いします。



あふち保育園の外観

## 保育料徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準（月額）			
階層区分	定 義	未満児の場合（円）	3歳児の場合（円）	4歳以上児の場合（円）	
第1階層	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）	0	0	0	
第2階層	第1階層及び第4～第7 －1階層を除き、前年度 分の市町村民税額の区分 が次の区分に該当する世 帯	市町村民税 非課税世帯	7,300 (6,300)	5,500	5,300
第3階層		村民税課税世帯	14,800 (13,800)	11,100	10,800
第4－1 階層	第1階層を除き、前年分 の所得税課税世帯であっ て、その所得税の額の区 分が次の区分に該当する 世帯	20,000円未満	20,200 (19,200)	15,300	14,900
第4－2 階層		20,000円以上 40,000円未満	22,500 (21,500)	17,900	17,500
第5－1 階層		40,000円以上 71,500円未満	26,800 (25,800)	19,700	19,200
第5－2 階層		71,500円以上 103,000円未満	31,000 (30,000)	20,000	19,800
第6－1 階層		103,000円以上 258,000円未満	35,600 (34,600)	20,800	20,400
第6－2 階層		258,000円以上 413,000円未満	39,100 (38,100)	21,200	21,000
第7階層		413,000円以上	42,500 (41,500)	24,600	24,200

- \* 年度途中で3歳に到達した児童の保育料は、未満児の保育料から1,000円を減額。ただし、給食や施設環境等変更ない場合は減額しません。
- \* 同一世帯で同時に2人以上の児童が入所している場合、保育料が軽減されます。
  - ・ 同時入所児童のうち1人目は全額徴収、2人目は1/2徴収、3人目は無料。
- \* 3子目以降の3歳以上児は全額免除。3歳未満児は1/2徴収。
- \* 第2・3階層の母子・父子世帯、障害者のいる世帯は減免があります。
  - ・ 第2階層は全額免除。第3階層は1,000円減額。
- \* 阿智村に住所を有する広域入所児童1人あたり、徴収基準額に5,000円を加算。

**お問い合わせ 教育委員会 ☎45-1231**

### 電源立地地域対策交付金事業

電源立地対策交付金は、電源用施設のある地域で行われる公共用施設整備や住民福祉の向上のために行う事業に対して交付金を交付することにより、発電用施設の設置に係る地元理解促進等を図ることを目的として国から交付されます。

阿智村では、電源立地交付金を認可保育所の保育士給料の一部に活用しています。

<b>交付金事業名称</b>	<b>福祉サービス提供事業（保育所運営費）</b>
<b>平成22年度交付金額</b>	<b>10,800,000円</b>
<b>平成23年度交付金見込額</b>	<b>9,145,000円</b>

農業委員改選のお知らせ

農業委員改選

任期満了による七月十日執行

の農業委員会委員の選挙は、五日に告示され、定数と同数の次の十三名が立候補し無投票当選となりました。今後、三年間の任期で村の農業振興にご尽力い

ただきます。農地に関するご相談は農業委員にお問い合わせください。

お問い合わせ

農業委員会事務局  
（☎四二二二二〇）

内線二二八

阿智村農業委員会委員 一般選挙当選者名簿（届出順）

	部 落	委員の氏名
1	東 栗 矢	木 下 秀 直
2	洞	原 源 四 郎
3	備 中 原	原 秋 喜
4	曾 山	下 原 広 人
5	上 半 堀	藤 澤 英 敏
6	下 平	石 原 勝 夫
7	大 野	井 原 正 義
8	木 戸 脇	塚 田 和 俊
9	濃 間	澁 谷 章 行
10	知 久 保	原 直 助
11	中 関 下	内 田 浩 司
12	古 料	田 中 彦 市
13	中	櫻 井 房 人

平成23年度 農作業標準労賃・機械作業料金

1. 食事は、労務者持ちとします。
2. 1日の労働時間は、実働8時間とします。
3. 消費税5%は、内税とします。

【阿智村農業委員会】

◎農作業労賃

(単位：円)

	作業別種類	単 位	賃 金	摘 要
稲作	一 般 作 業	1日	6,400	
	田 植 作 業	1日	6,500	
	防 除 作 業	1時間	1,600	◎散布機持ち込み
畑作	一 般 作 業	1日	6,400	
果樹	せ ん 定 作 業	1時間	1,600	
	花 付 け 作 業	1時間	850	
	一 般 作 業	1日	6,400	

◎機械作業料金

(単位：円)

	作業別種類	単 位	標準労賃・機械作業料金	摘 要
機械作業 (特殊田は別途考慮)	機械オペレーター	1時間	1,600	◎労務受託者のみ
	耕 起 の み	10アール	8,500	◎15cm耕起を基準とする。 面積3アール以下のほ場については、20%増とする。
	代 か き の み	10アール	12,500	◎代かきはあげ代を条件とする。
	田 植 作 業	10アール	10,000	
	バ イ ン ダ ー	10アール	10,000	◎結束ひも付き ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。
	コ ン バ イ ン	10アール	23,000	◎補助者は委託者が手配する。 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。
	ハ ー ベ ス タ ー	10アール	10,500	◎面積3アール以下のほ場については、20%増しとする。
	乾 燥 の み	1俵	600	◎玄米 水分18%未満
			900	◎玄米 水分18%以上
	も み す り	1俵	900	◎技術者付き。 ◎20俵以下は20%増しとする。
S . S 防 除 作 業	10アール	3,500	◎農業は委託者持ち	

### ◎農業機械貸付け料金

(単位：円)

機 械 名	単 位	賃 金	摘 要
乗用トラクター	10アール	5,000	◎耕起のみ ロータリー付き
乗用型田植機	10アール	5,000	◎歩行型は半額位
バインダー	10アール	5,000	
ハーベスター	10アール	5,000	
乗用モア	10アール	3,000	

※燃料は借受者持ちとする。

### ◎残苗料金

(単位：円)

	単 位	賃 金	摘 要
残 苗	1箱	600	

## 阿智村農地賃借料の目安

(平成23年4月1日～平成26年3月31日まで適用)

### ◎旧阿智村、旧浪合村

阿智村農業委員会 (10アール/円)

等級	区分	田	畑	ナシ・リンゴ	備 考
1		14,000	9,000	26,000	別紙等級基準区分表による
2		12,000	8,000	23,000	//
3		10,000	7,000	20,500	//
4		8,000	6,000	18,000	//
5		6,500	5,000	15,500	//
6		5,000	4,000	13,400	//

注) ただし、ナシ・リンゴの小作料については、成園の状態をいう。  
等級基準区分表は変更しておりません。

### ◎旧清内路村

(10アール/円)

区 分	小作料	農地の区分	備 考
田	上田	14,000 下清部落 同以南	基準収量が10a当り368～349kgの田
	中田	13,000 黒川 上清内路	基準収量が10a当り348～329kgの田
	下田	12,000 七々平及び上記以外	基準収量が10a当り348～329kgの田
畑	上畑	8,300 下清部落 同以南	概ね標高が700mの地区
	中畑	7,500 黒川 上清内路(七々平を除く)	概ね標高が700～900mの地区
	下畑	6,500 七々平及び上記以外	概ね標高が900m以上の地区

## 「家畜商先進活動 優良事例表彰を受賞」

六月十七日に、東京都中央区の馬事畜産会館において、下西の村澤勲さんが日本家畜商協会の平成二十二年度家畜商先進活動優良事例表彰を受賞されました。他の模範となる優良な家畜商としてこれまでの取り組みが評価されたもので、村澤さんは全国でわずか七名の受賞者のうちの一人です。

家畜商は、家畜の取引、肉用牛の生産、畜産農家に対する指導等により、地域の畜産振興に大きな役割を果たしています。



村澤 勲さん（下西）

## 水洗化にご協力を お願いいたします

水洗化は生活環境の向上と河川等の水質保全のために大切な事業です。ご理解とご協力をお願いします。

### 一、公共下水道事業・農業集落排水事業

公共下水道施設・農業集落排水施設の整備が完了し供用開始となった地域では、三年以内に下水道等公共ますへ接続をしなければならないことになっていきます。宅内排水設備工事をしていただき公共ますへ接続をお願いします。

また、浄化槽で既に水洗化されているも下水道等の区域となった地域は、公共ますが設置されたところで下水道へ接続する約束となっています。

### 【宅内排水設備工事の流れ】

- ① 阿智村の指定を受けた指定工事店に見積など相談してください。
- ② 指定工事店と契約
- ③ 村へ「排水設備工事計画確認申請書」を提出(指定工事店が行います)。
- ④ 工事了後、村へ「工事了了届」と

「使用開始届」を提出(指定工事店が行います)。  
お問い合わせは  
阿智村役場 ふるさと整備課  
下水道係 (☎四三ー三三二〇)

### 二、合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の設置については、公共下水道や農業集落排水施設がない地域で実施する水洗化事業で、地域の水環境を守るために必要な事業です。是非多くの方に合併処理浄化槽を設置していただき、地域の自然を守り、快適な生活が送れるように補助金など十分な予算化をしてあります。

詳しいことを聞きたい、今後の参考にしたい、すぐに設置したいなどなんでも結構です、ふるさと整備課廃棄物対策係までお問い合わせください。お待ちしております。

### 三、支援制度を御活用いただけます

村では村内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、村民の皆様の住環境の向上を目的に、リフォーム経費の一部を助成しています。水洗化目的で下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽接続工事も対象の工事です。

事業は、阿智村内の施工業者による住宅リフォーム工事で、総工費が二十万円以上のもので、補助金額は十万円。

手続きの方法などご相談、お申込み  
阿智村商工会(☎四三ー三三四一)  
または、  
阿智村役場地域経営課  
(☎四三ー三三二〇)

## クマの出没に 注意してください

七月から九月は、山のえさが不足となるため、果樹やトウモロコシ、民家付近の残飯などの餌を求めてツキノワグマが人家付近まで近づいて来てしまいます。

特に早朝や、夕暮れ時はクマが活発に行動する時間帯ですので、散歩や、農作業などの際はラジオや鈴などの音の出るものを携帯し、クマと遭遇しないよう注意しましょう。

また、クマを見かけたり、足跡など出没の形跡があった場合は役場まで情報提供の協力をお願いします。

お問い合わせ、連絡先  
ふるさと整備課 林務係  
☎四三ー三三二〇

## 『行方不明の人を捜す相談所』開設のお知らせ

警察では、身内の方などの行方が分からず、お困りの方からの相談に年間を通じて応じておりますが、八月には「行方不明の人を捜す相談所」を開設して相談をお受けします。相談所の開設日時・場所は次のとおりです。

日 時	場 所	
年間を通じて 午前9時30分～午後5時 (土・日等の休日を除く)	警察本部鑑識課 (長野市松代町警察機動センター内) 電話 (026) 278-9500 内線 512	
8月1日～8月31日 午前9時30分～午後5時 (土・日曜の休日を除く)	県下各警察署の刑事課、生活安全課又は生活安全・刑事課	
出張相談所	8月1日(月) 午前9時30分～午後5時	飯田警察署 電話 (0265) 22-0110
	8月2日(火) 午前9時30分～午後5時	松本警察署 電話 (0263) 25-0110
	8月3日(水) 午前9時30分～午後5時	上田警察署 電話 (0268) 22-0110

※長野県警察ホームページに「行方不明の人を捜す相談所」に関する

情報を掲載し、長野県内において

亡くなられた身元不明の方の所持

品等を掲載しておりますのでご覧

下さい。(県外情報へのリンク集

も掲載)

ホームページ・アドレス

<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>

※アクセス要領

刑事部 ↓ 鑑識課 行方不明の人

を捜しています ↓ 相談所を開設

しています

の順にクリックしてください。

相談に訪れる際は、担当の係員が

事件等で不在となる場合もあります

ので、あらかじめ電話でのご連絡を

お願いいたします。

お問い合わせ

飯田警察署 鑑識係

☎〇二六五―二二〇―一〇

内線三五五・三五二番

## 石綿による疾病に 気づいていない方を 探しています

石綿により疾病は十数年前の仕事でも発症します。

●もう一度思い出してください。

・過去に石綿を取り扱う仕事をした

ことはありませんか。

・過去に仕事で石綿を吸い込んだ可

能性はありますか。

●いま、お体は大丈夫ですか。

・息切れ、せき、胸が苦しい等の症

状が出ていませんか。

※石綿による疾病は、呼吸器系の

症状がよく現れます。

・中皮腫、肺がん等の病気で療養さ

れていませんか。

※石綿を吸い込んだことのある人

に発症することのある病気です。

●ご家族などで…

・中皮腫、肺がん等で亡くなられた

方はいませんか。

お心当たりのある方は、最寄りの

労働基準監督署又は長野労働局へご

相談ください。

石綿による疾病と認められた場合、

労災保険給付又は特別遺族給付金を

受けられる場合があります。

※特別遺族給付金の請求期限は平成

二十四年三月二十七日までです。

労災保険給付の請求についても、

請求期限(時効)があります。

詳しくは、長野労働局ホームペー

ジをご参照ください

[http://www.nagano-roudoukyoku.](http://www.nagano-roudoukyoku.go.jp/)

[go.jp/](http://www.nagano-roudoukyoku.go.jp/)

お問い合わせ先

長野労働局

☎〇二六一―三三三―〇五五六

## 飯田地区防犯協会 連合会長より 表彰されました

六月一日(水)に、飯伊地区防犯協会連合会の平成二十三年度の通常総会が飯田市のシルクホテルで行われ、防犯功労団体として「ボランティアちさと(代表 井原正義さん(大野))」と防犯功労者として「増田美奈子さん(中関下)」が子ども安全対策、地域安全対策を推進した功労に対し表彰されました。



ボランティアちさと  
代表 井原正義さん

## 長野県知事表彰



長野県内の各分野で顕著な功績をあげた団体・個人を表彰する「長野県知事表彰」に阿智村から三名が表彰され、六月十六日阿智村役場で伝達されました。

産業功労（観光） 山口幸直さん

【前】阿智村観光協会副会長  
産業功労（商工） 松下昭三さん

【前】浪合村商工会会長  
産業功労（商工） 野村和男さん

【前】清内路村商工会会長

## 長野県弁護士会より

### ●電話無料ガイドのご案内

弁護士に相談したいが弁護士を知らない、裁判を起こしたいが手続きがよくわからないなどといったお問い合わせに、弁護士が直接電話でお答えします。一回あたり十分程度、無料です。受付は月曜日から金曜日（祝日は除く）までの毎日、午後一時十五分から二時四十五分までとなります。場合によっては、その日に法律相談を受けることもできます。

☎〇二六―三三三―三〇三三  
にお電話ください。

### ●遺言・相続無料電話相談

（平成二十三年四月一日から始まりました。）  
遺言と相続についてお困りの方に弁護士を紹介します。弁護士が十分程度電話で相談に応じます。月曜日から金曜日までの毎日（休日は除く）、午前十時から午後四時までの間に

☎〇二六―三三三―二二〇六

にお電話ください。  
お問い合わせ

長野県弁護士会

☎〇二六―三三三―二二〇四

## 阿智村情報化事業サービス 村の光インターネット接続サービス終了について

現在、阿智・清内路地区の皆さんに村がサービスを提供している、情報化事業サービスの光インターネット接続サービス「こみこみプラン」・「スタンダードプラン」につきましては、(1)村がサービスを提供するために契約しているサービス（特定地域向けイーPデータ通信網サービス）の契約期間が平成二十四年三月で終了する事

(2)日々変化するインターネット上で提供されるサービスに村のサービスでは対応できないものが増えている事やユーザーサポートにも職員では限界がある事

(3)今後、インターネットを活用した新しいサービスが始まった場合、村では対応できないことが予測される事

以上のことから、昨年の九月に利用者の方々に実施したアンケートや、広報あち 平成二十二年十月号、ケーブルテレビ文字放送でもお知らせしてきましたとおり、平成二十三年十月より地区ごとサービスを終了いたします。

終了後、村内への光ファイバを利用したインターネット接続サービスは東日本電信電話株式会社（NTT東日本）が村に代わってサービス（フレッツ光※）を提供いたします。

なお、情報化事業サービスの光インターネット接続サービス（こみこみプラン・スタンダードプラン）をご利用中の皆様へは、サービス終了に関する書類をお送りしています。移行調査が同封されていますので、七月二十七日（水）までに返送頂きますようお願いいたします。

### ※フレッツ光とは

「フレッツ光ネクスト」「フレッツ光ライト」および「Bフレッツ」（いずれもインターネット接続サービス）の総称で、NTT東日本のインターネット接続サービスです。大容量のサイトや動画コンテンツがスムーズに楽しめる、さまざまなコンテンツが快適に楽しめます。

### お問い合わせ

「こみこみプラン」「スタンダードプラン」の解約に関すること

協働活動推進課

(043-111110)

・NTT東日本のフレックツ光に関すること

NTT東日本 販売委託会社

エグザ株式会社

(011-0110-561604)

〔午前十時～午後六時まで(無休)〕

※平成二十三年七月より、阿智・清

内路地区全戸へ訪問しています。

**終戦当時、引揚者の  
方々からお預かりし  
た通貨・証券等を返  
還しています**

名古屋税関では、終戦後に外地から引き揚げてこられた方々が税関などに預けられた通貨や証券等をお返ししておりますが、今なお、引き取り手がなく保管されたままになっているものが多数あります。

返還請求・お問い合わせは、ご本人はもとよりご家族の方でも構いません。お心当たりの方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

**保管している通貨・証券等**

●上陸地の税関又は海運局に預けられた通貨・証券等

●帰国前に在外公館や日本人自治会等に預けられた通貨・証券等のうち、その後日本に返還されたもの

通貨：旧日本銀行券、旧日本軍

軍票 等

証券等：支那事変割引国庫債券、

大東亜戦争割引国庫債券 等

券 等

返還についてのお問い合わせ先

財務省名古屋税関 監視部監視通

関部門 ☎051-65414060

千四五五-八五三五 名古屋市港区

入船二丁目三番十二号

2011年(平成23年)7月24日  
アナログ放送は見られなくなります!

**地デジの準備をお願いします!**

お問い合わせ・ご相談は地デジコールセンターへ

**0570-07-0101**

※ケーブルテレビにご加入の皆さんも  
アナログ放送は見られなくなります。地デジの準備をお願いします。

平成23年度 自衛官等募集案内

	一般曹候補生	自衛官候補生	
資 格	18歳以上27歳未満	18歳以上27歳未満	
		【男子】	【女子】
受付期間	平成23年8月1日～9月9日	平成23年8月1日～9月7日	平成23年8月1日～9月9日
試験日・第1次試験	平成23年9月17日	平成23年9月18日・24日・10月1日のうちいずれか1日	平成23年9月25日
	航空学生	看護学生	防衛医科大学校学生
資 格	高卒(見込み含む)21歳未満	高卒(見込み含む)24歳未満	高卒(見込み含む)21歳未満
受付期間	平成23年8月1日～9月9日	平成23年9月5日～9月30日	平成23年9月5日～9月30日
第1次試験(学科)	平成23年9月23日	平成23年10月22日	平成23年10月29日・30日
	防衛大学校学生		
資 格	高卒(見込み含む)21歳未満		
	【推薦試験】	【一般試験】	
受付期間	平成23年9月5日～8日	平成23年9月5日～9月30日	
試験日・第1次試験	平成23年9月24日・25日	平成23年11月5日・6日	

※ 詳しくは、自衛隊長野地方協力本部 飯田出張所 ☎0265-22-2613 までお問い合わせください。

## 地域おこし協力隊を 導入しました

この四月から村内三地区に、地域おこし協力隊員が配属されました。

智里西、浪合、清内路でそれぞれ一人が地域の特色と課題に合わせた活動を行っています。

この三地区は特に人口減少と集落維持に大きな課題を持っています。課題に当たる実働部隊として、今までできなかったことを、少しでも前に進め、若い力で仕事づくり、経済活性化、人口増などへの期待が大きい所です。



智里西地区担当

大藪 政隆 (34歳)

協力隊の中では唯一の子連れで、家族三人で阿智に来ました。欧米

での生活も経験しましたが、世界的に見ても日本の農山村の豊かさは希です。この貴重な山村を持続可能な所になりたい一念で協力隊へ応募しました。

都会では着実に農業や里山の暮らしの関心が高まっています。今後、山の資源を生かしたエネルギー利用に力を注ぎたいと思います。



浪合地区担当

牛丸 義郎 (29歳)

出身は駒ヶ根市でこれまで農業の仕事に就いていました。農業と食に取組みたいと思い、協力隊に志望しました。住民が思う地域の未来が、地域おこしにつながることを考え、たくさんの方と色々な事に取組みたいと思っています。よろしくお願ひします。

清内路地区担当

本柳 寛人 (25歳)



私は大学で地球環境について学び、都会で環境問題に取り組むのではなく、自然に寄り添いながら生きていくことが重要だと強く思いました。

阿智村は自然、文化が豊かで人々が生き生きしています。この地で子や孫の世代まで安心して暮らしていける生活を追い求めたいです。

## 阿智村東山道・ 園原ヒジターセンター「はつき木館」 夏季企画展「そのはらの 蝶々展」園原で見られる 「自然」のお知らせ

「はつき木館」では、六月八日から夏季企画展「そのはらの蝶々展」園原で見られる「自然」を開催して

います。井原道夫さん(阿智村出身)の蝶・蛾のコレクション二五、〇〇〇点の中から阿智村園原で見られる蝶の標本を展示しています。また、櫻井正人さんが阿智村で行ったアサギマダラの渡り調査の結果も展示しています。

●期間 六月八日(水)

～八月二十九日(月)

●観覧料

大人二〇〇円(一五〇円)、  
小人一〇〇円

※( )内は十名以上団体料金

●関連イベント

・櫻井正人さんとアサギマダラに  
マーケティングしよう!

七月三十一日(日)九:〇〇  
へブンスそのはら山麓駅集合

(十二:〇〇終了予定)

申込必要(定員二十名)

参加費 千円

・ワークショップ りんぷん転写

七月三十一日(日)十四:〇〇～

会場:はつき木館

申込必要(定員二十名)

参加費 無料

・プラ板で蝶々のキーホルダーを作ろう!

参加費 二〇〇円

展示期間中は、き木館で作れます。

展示を見た記念に作ってみませんか？

●開館時間 午前九時三〇分

～午後四時三〇分

●休館日 火曜

(祝日の場合、翌日休館)

●お問い合わせ

阿智村東山道・園原ビクターセン

ター「はつき木館」

☎・FAX 〇二六五(四四)二〇一一

http://www.vill.achi.nagano.jp-

p/visitor/index.html

## ご存知ですか？

### 交通遺児等(育成資金)貸付

自動車事故によって死亡または、  
重度後遺障害者になられた方のお子  
様(〇歳から中学校卒業まで)に対し、  
育成資金を無利子でお貸しします。

### ◆貸付金額

はじめに一時金 一五五、〇〇〇円

毎月 一〇、〇〇〇円

入学支度金(小・中学校入学時)

四四、〇〇〇円

### ◆貸付期間

貸付が決定した月から中学校卒業

の月まで

### ◆返還期間

中学校卒業後一年間据置いた後、  
月賦又は半年賦併用による二十年  
以内の均等払い

※高校・大学等へ進学した場合、  
在学中は返還が猶予されます。

### 介護料の支給

自動車事故によって重度後遺障害  
者(自賠法施行令別表第一の「第一級  
一・二号」「第二級一・二号」に該当)  
となられた方で介護を必要とされる  
方に対して、介護料を支給します。

### ◆支給月額

特I種 定額 六八、四四〇円

上限額 一三六、八八〇円

I種 定額 五八、五七〇円

上限額 一〇八、〇〇〇円

II種 定額 二九、二九〇円

上限額 五四、〇〇〇円

### ◆支給期間

申請を受理した月から介護料を支  
給すべき事由が消滅する月まで

お問い合わせ先

独立行政法人

自動車事故対策機構長野支所

長野市南長池七二〇一三

☎〇二六―四八〇―〇五二一

## 「NHKジュニアバレーボール教室」の実施について

NHK長野放送局・松本支局と阿智村では、「NHKジュニアバレーボール教室」を行います。

このイベントでは、地域の中学生を対象に、一流のアスリートとの交流を通じてスポーツの素晴らしさや楽しさを伝えます。

見学をご希望の方は、当日会場にお越しください。

1. 日 時 平成23年9月4日(日) 午後1時～午後4時(予定)
2. 会 場 阿智村立阿智中学校体育館  
長野県下伊那郡阿智村伍和173 (☎0265-43-2504)
3. 主 催 NHK長野放送局・松本支局、阿智村
4. 講 師 大林素子(スポーツキャスター・元オリンピック日本代表)  
永富有紀(元アトランタ五輪 日本代表セッター)
5. 参 加 者 下伊那中学校体育連盟に加盟するバレーボール部員 約80人  
※参加者の公募は行いません。
6. 観 覧 入場無料・観覧自由
7. お問合わせ NHK長野放送局 編成・事業・広報  
☎026-291-5218(平日/午前10時～午後7時)  
NHK長野放送局ホームページ <http://www.nhk.or.jp/nagano/>  
阿智村役場協働活動推進課  
☎0265-43-2220(平日/午前8時30分～午後5時15分)



大林素子さん



永富有紀さん

## 分譲住宅地

### 購入希望者募集

新たに住宅を建てる方の支援をいたします

村では、若者の村内定住やUターン者の誘致、地域の活性化を目的に分譲住宅地を造成し分譲販売を行っています。



■備中原 星の杜 分譲住宅	
分譲区画数	8区画
場所	〒395-0302 下伊那郡阿智村伍和備中原（第二小学校徒歩5分）
分譲面積	約100坪
設備	水道・下水道完備
分譲特色	土地・建物を総額約1,500万円で購入可能（支援金を受けた場合）モデル住宅4種類から住宅を選択し、阿智村建築組合が責任施工
分譲条件	申請時の年齢が50歳未満（夫婦の場合はどちらか一方で可）の者 ・住宅用地取得後、3年以内に定住目的の住宅建築に着手する者 ・村が定める期日に土地代金の支払いができる者 ・暴力団関係者でない者 ・自治組織に加入し、地域活動などに積極的に参加していただきます。
分譲価格	坪 25,000円
その他	・申込みは随時受け付けています。先着順となります。 ・契約は3年以内に家を建てる条件で、買い戻し特約が付きます。 ・住宅建設時には、水道や下水道の加入者負担金が必要となります。 ・自治会加入金が必要となります。

また、若者定住促進住宅新增改築等支援金制度をつくり、住宅用地購入や住宅建築費用に対し助成金として最大二〇万円まで支援しています。

現在分譲中の備中原星の杜分譲住宅地についてお知らせします。ご希望の方はお申し込みをお願いします。

## 村営住宅の

### 入居者募集

村営住宅 屋神温泉従業員住宅・アラヤ第一団地・定住促進川裾住宅の入居者を募集します。

〔募集団地名・戸数・間取り〕

○智里東地区

・屋神温泉従業員住宅二戸2LDK  
（屋神温泉従業員用）

○清内路地区

・アラヤ第一団地 三戸 3DK  
（公営住宅 所得制限あり）

・定住促進川裾住宅 一戸 2DK  
（定住促進住宅）

入居を希望される方は、地域経営課、定住促進係までご連絡下さい。



屋神温泉従業員住宅

## 定住者確保のため

空き家をお貸しください。

【空き家関係の支援】

■空き家情報活用制度

集落内の空き家活用を促進し定住者を増やすため、「阿智村空き家情報活用制度」を行っています。

集落内の空き家で賃貸や売買可能な物件について、空き家情報活用制度へのご登録をお願いします。

■ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金 制度

空き家の賃貸・売買などのために必要な整備（ゴミの廃棄、雨漏り修繕など）の経費を最大二〇万円までを支援します。

### 【お申し込み・お問い合わせ】

阿智村役場 地域経営課  
定住支援センター

TEL. 0265-43-2220

FAX. 0265-43-3940

Eメール:

info@vill.achi.nagano.jp

# 自然エネルギーの活用には補助金を交付しています

阿智村では、太陽光発電システムなどの住宅設備等を設置される方に補助金を交付して、自然エネルギーの活用を推進しています。

## 住宅用太陽光発電システム設置補助金

### 1 対象者（次の全ての要件に当てはまる方）

- ・ 阿智村住民で、村内にある自ら居住する住宅（住宅が事務所や店舗を兼ねる場合も含む）へ設置しようとする方
- ・ 電力会社との余剰電力の販売契約を締結できる方
- ・ 村税や納付金等の滞納をしていない方

### 2 補助金の額

設置するシステムの発電量 1 kwあたり5万円を補助します。ただし、限度額は20万円です



太陽光発電システム

## 環境にやさしい住宅設備導入補助金

### 1 対象者（次の全ての要件に当てはまる方）

- ・ 阿智村住民又は村内に事務所を有する法人若しくは団体
- ・ この補助金を受けて導入する設備の設置場所が村内であること。
- ・ 村税や納付金等の滞納をしていない方

### 2 対象となる設備と補助金の額

名 称	補 助 率	限度額
ペレットボイラー	設備導入に要した直接的経費の1/3以内	20万円
ペレットストーブ 薪ストーブ		10万円
太陽熱温水器（一体型）		5万円
太陽熱温水器（分離型）		10万円



薪ストーブ

#### <申請手続き>

※申請は、必ず設置工事の前に行ってください。

- ・ 補助金の交付を希望される方は、申請書に必要な書類を添えて、役場地域経営課環境政策係までご提出ください。
- ・ 申請書用紙は役場地域経営課にありますので、申請をされる方はご連絡ください。また、阿智村ホームページからダウンロードすることもできます。

## 第14回

# 熊谷元一写真賞コンクール

## テーマ

## 「子ども」

村では名誉村民である故熊谷元一さんの功績を顕彰し現在に活かして未来へ発展させようと、『子ども』をテーマとして、第十四回熊谷元一写真賞コンクールを行いました。

今回も、熊谷元一さんの「農村記録写真」精神にひかれた、四十三都道府県の四百六十八人の方から千四百七十八点の応募があり、七月九日（土）、阿智村観光センター（熊谷元一写真美術館）において、入選作品の表彰式が行われました。



元一写真大賞 『ないしょ話』  
松下健二（撮影地：長野県奈良井）



阿智村賞 『空は広いなア』  
鋤柄郁夫（撮影地：長野県高森町）



信毎賞 『子どもは宝です』  
山口秀明（撮影地：埼玉県小鹿野町）

阿智村では、平成八年八月、農村記録写真を通して心豊かな生活文化の創造に役立てるため、「農村記録写真の村」宣言をしています。芸術作品ではない民衆の生活を撮り記録していくことを目的として、平成十年よりこのコンクールを行っています。十四回目となる今回も全国から力作が寄せられました。

### 〈審査員講評〉

第二回以来の『子ども』をテーマに、バラエティーに富んだレベルの高い作品が多く寄せられました。応募点数は過去最多の千四百七十八点に上り、応募者数も前年より百五十一人多い四百六十八人でした。

身近で撮影しやすく、表情やしぐさが豊かな子どもたちを題材にしたその対象を見つけてけれん味なく直感でシャッターを押した作品が目立ったように感じます。思わず笑みがこぼれるような楽しい写真もありました。

大賞の「ないしょ話」は、祭りの法被を着た可愛らしい二人の聞き耳を立てて見つめる犬が画面の中で見事な構図に収まっています。一瞬をと

第14回熊谷元一写真賞コンクール・テーマ「こども」受賞者名簿

応募点数1478点 応募者数468人 (敬称略・同一賞は受付順)

区分	受賞名	作品名	お名前	ご住所	
一般部門	元一写真大賞	ないしょ話	松下 健二	長野県長野市	
	阿智村賞	空は広いなア	鋤柄 郁夫	長野県松川町	
	信毎賞	子どもは宝です	山口 秀明	埼玉県秩父市	
	JAみなみ信州賞	空まで飛びたい	下平 昭子	長野県飯田市	
	優良賞	三輪車が行く	古谷 保	大阪府堺市	
		寝る子は育つ	上田 茂穂	静岡県静岡市	
	佳作	お手伝い	林 英男	長野県飯田市	
		春 希望に燃えて	永田 龍也	長野県茅野市	
		あと一息	並木 久一	埼玉県東松山市	
		上手よ!	天野 勝広	石川県輪島市	
		学校田の田植	本間 公淳	秋田県横手市	
		放水を浴びて	真次 光毅	長野県佐久市	
		春の喜び	本間 浩一	神奈川県小田原市	
		楽しいひと時	千葉 国男	兵庫県尼崎市	
		生き生き児童の発表会	野村ミツ子	山口県下関市	
		びしょ濡れ	西野入孝男	長野県長野市	
	高校生以下の部	飯田信用金庫賞	私も走りた〜い	渡部 直樹	東京都小金井市
			気になる	渡邊 愛実	千葉県鴨川市
			一秒にかける	櫻井 春菜	長野県阿智村
わぁ!!			我科ひかり	長野県飯田市	
感動のその瞬間			狩野 春奈	長野県飯田市	
阿智村内撮影部門	阿智村輝き賞	僕達の散歩道	岡本 滄子	長野県飯田市	
		飛び入り	中島 辰男	長野県飯田市	
		ナメコ茸大豊作	林 邦夫	阿智村春日	
		山郷晩秋	中村 昭夫	三重県四日市市	
		薫風に舞う	榊原 勇夫	愛知県半田市	
		夕暮れの桜	中島 旭允	阿智村春日	
		新緑の渓谷	後藤 勤	静岡県静岡市	
		花桃の里	青木 孝義	岐阜県中津川市	
		初日の出・奉納太鼓	矢澤 正之	阿智村駒場	
		ジャンプ	園原 鶴男	阿智村伍和	



JAみなみ信州賞 『空まで飛びたい』  
下平 昭子 (撮影地：長野県喬木村)



優良賞 『三輪車が行く』  
古谷 保 (撮影地：大阪府堺市)



優良賞 『寝る子は育つ』  
上田 茂穂 (撮影地：静岡県下田市)

らえたスナップ写真でした。  
今回の審査は例年以上に時間をかけ、エネルギーを要しました。上位入賞作品には、それぞれに趣のある甲乙つけがたい写真が並んでいます。

【次回テーマ 「いじめ」】

来年、熊谷元一写真賞コンクールは第十五回を迎えます。入学した児童たちを担任だった熊谷元一先生が撮影した写真集「一年生 ある小学教師の記録」、その後も写真家として子どもの姿を撮影し続けたこと。そのカメラアイを原点到、写真賞コンクールの来年のテーマも今回と同じ『こども』とします。家族や親子、友達の間、明るい未来を感じさせてくれる子どもたちの姿を撮ってください。一般、高校生以下とも幅広い応募を期待しています。

またテーマにとらわれない阿智村内で撮影した作品を対象にした部門「阿智村輝き賞」を次回も行います。村の史跡・旧跡、自然、祭り、温泉など村外の方々もぜひお越しになつて、美しく生き生きとした「阿智村」を撮影し、作品をお寄せいただきたいと思います。

(審査員長 伊東征彦)

# 23年度 特定健診のお知らせ

今年の夏も村の健診を行います。

特定健診は国保の40歳から74歳までの方を対象に行う健診です。

働き盛りの年代から、1年に1度健診を受け、自分の体の状態を知り病気を予防し、健康づくりをしていくことが非常に大切です。

また**国保特定健診では、平成24年度までに受診率65%を達成しないと、国からの補助が減額され、国保会計から700万円ほどの負担増となる可能性**があります。対象者の方の1人でも多くの方に健診を受けていただきたいと思えます。

以下の日程で健診を行いますので、特定健診対象者の方は、必ず受診してください。

8月1日（月）	伍和公民館	受付	8：00～10：00	・ 12：30～13：30
8月2日（火）	智里東公民館		8：00～10：00	
	智里西公民館		12：30～13：30	
8月3日（水）	浪合コアホール		8：00～10：00	
8月4日（木）	清内路公民館		8：00～10：00	
8月5日（金）	保健センター		8：00～10：00	・ 12：30～13：30
8月8日（月）	保健センター		8：00～10：30	・ 12：30～13：30
9月5日（月）	保健センター		8：00～10：00	

忘れずにお持ちください！

## 特定健診 受診時の持ち物

- ・ 特定健診受診券（紫色の用紙）
- ・ 特定健診問診票（A3サイズ用の紙）
- ・ 健診費用1,000円

## C型肝炎・前立腺がん検診を申し込まれた方へ

C型肝炎・前立腺がん検診も上記との日程で行います。受診券と検診費用600円（C型肝炎のみ）を持って受診してください。

## 日本脳炎予防接種についてのお知らせ ～まずは第1期接種のご確認を～

平成17年より積極的接種が差し控えられていた日本脳炎の予防接種が再開されました。

今年度より**日本脳炎の対象者が3歳～20歳未満の方まで**となりました。

今年3歳になるお子さん・年少のお子さん、9～10歳になるお子さんを対象に、**第1期接種のご案内**をしております。

**第2期の接種については、第1期の追加が終わってから、6日以上あけると接種可能となりますが、第1期の接種終了後、おおむね5年後に第2期の接種すると免疫が効果的につく**と言われております。第2期の接種をご希望の方もまず、第1期の接種が完了しているかご確認ください。

日本脳炎の接種には、村の問診票を使用させていただきます。

20歳未満の方で、第1期・第2期の接種ご希望の方は、母子手帳で今までの接種回数をご確認の上、役場 保健師までご連絡ください。

☎43-2220

# こんにちは 自立生活支援センターです

地域で暮らす、高齢者・障害をお持ちの方とその家族、また近隣の方々のための

**「なんでも相談窓口」**です。

皆さんがいつまでも健やかに住み慣れた阿智村で生活していけるよう、保健師・看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士が支援します！

## ★何でもご相談ください★

相談に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげるお手伝いをします。

たとえば…？

- 家族が介護の必要な状態になってしまった
- 近所のお年寄りの様子がおかしい、心配。
- 今は一人でも大丈夫だが、この先の事を考えると不安…

介護に関する相談以外でも結構です。

## ★皆さんの権利を守ります★

悩みや疑問を一人で抱え込んでいませんか？  
たとえば…？

- 悪質な訪問販売の被害にあっけし、どうしたら良いかわからない。
- 介護サービスを利用したいが、手続きができるか心配。
- 財産管理に自信がなくなった。
- 近所の高齢者が虐待にあっているようだ…。

保健師



「どこに相談すれば良いのかわからない」というお悩みも、お気軽にご相談ください。

場所 **阿智村役場庁舎1階④番窓口**

電話 **45-1140** (24時間対応)

まずはお電話下さい。状況に応じて訪問させていただきます。

社会福祉士



## ★さまざまな方面から皆さんを支えます★

高齢者・障害をお持ちの皆さんにとって、より暮らしやすい地域になるように、さまざまな機関とのネットワーク作りに力をいれています。

## こんなサービスもあります！

### 配食サービス

お昼のお弁当を配達します。独居、高齢者のみの世帯、日中独居になる方等ご相談に応じます。

### こんにちは訪問

独居、高齢者のみの世帯、その他必要な方をヘルパーが定期的に訪問し、安否確認を行います。いずれも申請が必要ですのでご相談下さい。

## ★介護予防が大切です★

たとえば…？

- 畑で野菜を作り続けたいな…
- 公園まで散歩できるようになりたいな…
- 要支援1・2の方にはケアプランを作成し、自立した生活が続けられるよう支援します。
- 足腰が痛くて外に出ることが少なくなった
- おたっしや会やサロンで介護予防の体操をしています。

# 阿智高だより



阿智村の皆様、こんにちは。

暑いが続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。阿智高生は勉強はもちろん、クラスマッチ、クラブ活動、文化祭などにも、暑さに負けずに一生懸命取り組んでいます。それでは、最近の様子をお知らせします。

## 南信大会 (5/14~15)、県大会 (6/4~5)



南信大会では、女子バレー部は2位、ソフトテニス部はベスト16、女子柔道は団体戦3位となり、県大会へ出場しました。

## クラスマッチ (5/31~6/1)



全校生徒が2日間バスケットボール(男女)、ソフトボール(男)、卓球(女)の各種目でさわやかな汗をながし、クラスの団結や他学年との交流を深めるクラスマッチとなりました。さわやかな好天に恵まれ、好プレー珍プレーありの楽しいクラスマッチとなりました。種目別では3年生の活躍が目立ちました。

## 教育実習 (5/30~6/17)

今年度も、2人の卒業生を迎えて、教育実習が行われました。夢に向かってがんばっている先輩の姿は在校生にも刺激になりました。



## 文化祭 (7月9日~10日)



今年で54回目を迎えた棟祭は「棟愛~始まるに!全員集合!!~」をテーマに文化系クラブ発表、クラス発表に取り組みました。地域の方々にも多数お越しいただき、ありがとうございました。

## 今後の予定

7月 20日(水)~26日(火)	保護者懇談	●	9月 9日(金)	生徒会立会演説会
7月 27日(水)	1学期終業式	●	9月 22日(木)	交通安全講話
8月 1日(月)	中学生体験入学	●	9月 26日(月)~28日(水)	中間テスト
8月 22日(月)	2学期始業式 実力テスト	●	10月 6日(木)	強歩大会
9月 3日(土)	PTA研修旅行	●	10月 15日(土)	創立60周年記念式典

# Photo report [フォト・リポート]

## 鍵盤ハーモニカなどを 岩手県山田町へ



東北大震災の支援として「山田町の復興を応援する会」が山田町の子供のための鍵盤ハーモニカなどを村内で寄附を募り、6月27日(月)に現地小学校へ届けました。村民の皆様のご厚志に感謝いたします。

## ショッピングセンターピア内に 多目的トイレを整備しました



開放時間はピアの  
営業時間9:30~19:  
30(9月から9:30~  
19:00)第1・2・3の  
月曜休業

洋式便器は座りや  
すい高さに設定され、  
背もたれ、手すりがつ  
いています。



多目的ベンチ(荷物置き、お  
むつ交換)、ベビーキープ(子供  
用のイスを)を設置しました。

## ふるさと交流 第一回 中京・東海阿智村人会



4月16日に第1回中京・東海阿智村人会が名古屋市内のホテルで開催され、村人会の皆さんと村内在住者を合わせた72人が参加しました。

今後は、定期的に村人会を開催し、交流を深め、参加者には阿智村に関心を持って頂きたいと思います。また、「ふるさと阿智村」の情報を提供するとともに広く宣伝をして頂き、広報マンとしての役割を担って頂きたいと思います。

## 阿智村消防技術大会



6月26日(日)浪合グラウンドにおいて、村の消防技術大会が行われ、全12チームがポンプ操法技術を競い合いました。

小型ポンプの部	優勝	5分団A
	準優勝	3分団A
	第3位	3分団B

## あぜみち

今年は一六三災害から五十年目の年でもあります。昭和三十六年六月二十七、二十八日の集中豪雨により、本村をはじめ飯田・下伊那地方が大災害に見舞われました。本村の被害は二人の方が命をなくされ、家屋の流失や農地の流失等被害総額二十億円余に及びました。智里西地区は孤立化し、自衛隊によって救援活動が行われました。

私もこの年の八月に正式に職員となり、災害復旧の測量等に従事しました。今でも村内各地の惨状は目に焼きついております。現憲那山トンネル入口付近（横川渡）の流失、道路の崩壊、現昼神温泉地（前河原）の流失等々ポールを持って歩いたことが昨日のように思い出されます。あれから五十年、それから、いくつもの災害を乗り越えてきました。同僚を失うという悲しいこともありましたが、平成十二年の災害を期に砂防等も整備され、少しの雨で災害を心配しなくても良い状況になっていますが、五十年目の年にあらためて災害のない郷土づくりと、万が一への備えを考えてみる大切であると思います。

(一)

二十三年六月議会

村長あいさつ

はじめに

六月定例議会開会にあたり一言こ  
あいさつを申し上げます。

三月十一日に起きた東日本大震災  
は、原子力発電所事故に凝縮して現  
れているように、我が国が持つ様々  
な課題を奇しくも白日の下にさらけ  
出しました。震災から三ヶ月が過ぎ  
ようとしておりますが、未だ課題解  
決への確かな方向性を見いだせず  
います。

十二日未明の栄村の地震によつて  
被害を受けたみなさんを含め大  
震災によつて亡くなられた皆様、被  
害を受けられた皆様にあらためて哀  
悼とお見舞いの言葉を申し上げます  
と共に、一刻も早い復興を願うもの  
であります。今この瞬間にも出続い  
ている放射能汚染の終局を願わずには  
おれません。

今回の地震と津波について「想定  
外」であつたという言葉が聞かれま  
す。しかし、この言葉で今回の災害  
を仕方なかったとしてしまう事は間  
違つていると考えます。

原子力発電所事故についてはこれ  
まで原子力発電所の危険性や地震対  
応の問題点が指摘され、国会など  
において問題にされて来ていました。  
しかしその都度問題がない、あるい  
は適切な対応がされているとして見  
過ごされてきました。それどころか、  
あらゆるメディア等を通じて原子力  
発電の安全性や必要性を宣伝してき  
ました。原子力村と云われる「政  
官、財、学」の連携によつて反対派  
や批判派を押しさえ込んで強引に進め  
られてきました。自民党はもとより、  
批判的な政策をとつてきた民主党も  
原子力推進に転換してきました。今  
回の事故の直接の原因となつた全て  
の外部電源が不能になつた点につい  
ても、「原子力安全委員会」設計指針  
では問題にされないと言われておる等、

まさにつくられた安全神話が今回の  
放射線事故を起こし被害を拡大させ  
たのであり、「人災」以外の何もの  
でもなかつたのであります。

地震頻発地域である我が国におけ  
る原子力発電所建設の危険性が指摘  
されてきたのにもかかわらず、原子  
力村の人々のように意図的に安全性  
を吹聴して進めてきた人々以外の我々  
国民にも大きな責任があると考えな  
くてはならないと思います。それと  
共に、なぜ地方に「原発立地」がさ  
れるのか、原発建設による交付金や  
雇用を期待しなくてはならない、地  
方の実情についてもあらためて考え  
させられます。

菅総理は、東海沖地震の震源地に  
近い浜岡原発の停止を中部電力に要  
請し、中部電力は五月十四日にすべ  
ての原発の運転を停止しました。津  
波対策の不備が停止の理由となつて  
おり、停止期間は二〜三年としてい  
るようですが、福島原発の事  
故が地震によつても影響をうけてい

ることがこの頃明らかになつており、  
安全性の再検討を望むものでありま  
す。

この巨大複合災害に対して、一刻  
も早く復興の道筋を示し行動に移さ  
なくてはならない国や政府において  
問題が生じており、大変遺憾に思  
います。先日、村の大工組合の人達が  
小屋を持つて見舞いに行つた岩手県  
山田町より被害状況の報告と支援の  
要請にこられた方は、山田町の現状  
を三ヶ月過ぎた現在でも、震災直後  
と大差がなく、復旧の手が入らず復  
興の目安すら立っていないと云われ、  
一刻も早く国からの支援をと、訴え  
ておられました。また過日、本村で  
開かれた小さくても輝く自治体フォー  
ラムの会主催の「大震災に対する緊  
急フォーラム」に、ビデオで報告を  
寄せられた福島県飯館村の村長は、

放射能による計画避難区域に全村が  
指定され、村外退去を行わなくては  
ならない断腸の思い、国の対応のま  
ずさを述べられ、村民の安全、安心

に対して国の責任ある対応を要求しておられました。政党や政治家個人の思惑によって、こうした国難に国を挙げて乗り切っていく政治状況を作れず、一年に一回総理大臣の信任案が出され変えられるという繰り返しがこの時点でもおき、結局全ての対策が遅れることになってしまっています。

また、復興の方向を巡っても、同じ轍を踏んでおります。「フォーラム」に、テレビ電話で参加された福島県町村会長である浅和大玉村長は、この点に触れ、民主党の復興大綱に道州制導入や市町村合併をこの際進めることが記載されており、この点について直接抗議を行ったことが述べられました。

特に、PPP交渉を進める側は、この震災復興を機に農業や漁業への企業参入の道を開くことを画策しております。巨大複合災害を招き、問題の解決を難しくしている経済至上主義を持ち出して、彼らが進めてき

た構造改革路線をより推し進めようとしているのであります。「フォーラム」で現地の状況を報告した立命館大学の森教授は、平成の合併によって吸収合併された地域と合併しなかつた地域との対応の差を指摘し、平成の合併が復旧を困難にしていると指摘しています。

未曾有の災害に直面した時に地域共同体の果たした役割や、そこを拠り所として復旧に立ち上がる現地の状況から、農漁村を疲弊化させてきた構造改革の路線では住民が幸せを取り戻せる復興は不可能であります。地域の住民の意向や、市町村の復興計画を基にした復興が国の支援のもとで行われることを強く望むものであります。

こうした国の動向を許してきたのも、もとをたせば我々国民の選択によってであります。問われているのは、政治家をはじめとする国政に携わっている者と同時に我々自身であります。巨大複合災害を経て、原

子力発電所の問題をはじめ、どのような国を目指していくべきなのか一人一人の国民が結論を出さなくてはならないと考えます。

一方、経済は東日本大震災や福島原発事故の影響で、生産が大幅に落ち込む等、深刻な状況に陥っています。一時的な落ち込みはやむを得ないとしても、国において早期に、復旧、復興に道筋をつけ一日も早い経済再生を望むものであります。

### 地域経済について

こうした経済状況を受け、製造業、観光業に大きな影響が出ております。特に、観光においては風評被害とともに消費控えによって昼神温泉だけでも一時三万二千人を超えるキャンセルが出るなどかつてない厳しい状況に陥りました。

五月の連休は、個人客を中心にほぼ満館が続き、六月はほぼ満館となる施設もある等落ち着きを取り戻してきました。今後は夏休みを利用し

た集客に引き続いて努力されることを望むものであります。

製造業についても、本社の製造停止等で大幅な受注減になり、操業停止等が行われました。現状では、約八割回復が進んできているところもあります。未だ先行き不透明であるという企業もあり予断を許しません。推移を見守らなくてはなりません。

土木、建設業は村発注の大型工事も終了し一服感がありますが、建築業については、村が創設した「住宅リフォーム」や「耐震リフォーム」の補助金により受注が伸びている業者も出てきています。

こうした経済状況に対して、緊急経済対策を進めております。五月二十六日の臨時議会において補正予算を可決していただき、金融支援や雇用調整企業に対する補助金支給を行っております。なお、昼神温泉の旅館に対する公的支援については、現状、村補助金の中で誘客対策等を

進め、結果によって支援を考えることとしました。

地域の経済は、数年来の停滞状況にあり、これに今回の震災不況が加わったことでさらに深刻さを増しております。新たな製造業の出現を望むところであります。幸いKOA

(株)様が、この秋より現工場より大きな規模の工場建設に取り掛かり、来年暮れには操業の予定で計画されております。一刻も早い操業ができるよう村としても協力してまいりたいと考えます。地元の皆様を始め村民皆さまのご理解を願うものであります。

今回の大震災を受けて、あらためて村の防災計画の見直しの必要性を感じました。突発的な地震にどう備えるのか、ライフラインの切断に対応してどう対応しておくのか、何より「犠牲者ゼロ」のための対策はどうあるべきかを地域の実情に合わせて実践的なものにしなくてはなりません。今回の震災で九死に一生を得た

人々の中には、自分の判断でベストを尽くした人が多くおります。訓練を通じて主体的に行動できるようにすることが大切であります。こうした観点から出来るだけ早く減災に重点を置いた防災計画へ見直しを行いたいと考えます。

### 平成二十二年 度決算について

この五月三十一日をもって平成二十二年 度会計の出納閉鎖が行われ、二十二年 度の決算がほぼ判明致しました。概要を申し上げます。

一般会計の歳入総額は、七十四億千七百万円、歳出総額は、六十八億百万円で、差し引き差額六億千六百万円となりますが、繰り越し明許にかかる額が四億三百万円ありますので実質残額は二億一千三百万円となります。

特別会計についても全て黒字で決算できる見込みであります。

例年問題となります、税等の滞納状況であります、こここのところの

景気の悪化や雇用状況の悪化で滞納額が増えてしまいました。一般会計全体の滞納額は、現年度分千八百六十九万三千円、過年度分二千五百一十二万二千円合計で四千三百七十五万五千円となります。その結果、収納率は九五・一％と昨年度より〇・二％減となりました。

一般・特別会計の滞納総額は、七千八百一十四万四千円、百三十八万二千円の増となりました。滞納整理については努力しているところではありますが、一向に減る状況にありません。差し押さえ等の強硬手段も使っています。しかし、多くは分納制約により分納を取り入れておりますが、滞納者は固定しており過年度分を分納しているうちに、現年度分が滞納になっていくという状況が続いてしまっています。今後も滞納整理を強めてまいります。

件は、予算案件二件、条例案件一件であります。

平成二十三年 度阿智村一般会計補正予算第二号は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ一億二千九百九十四万五千円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ五十一億七千七百七十七万二千円とするものであります。主なものは、全村的な観光振興を進めるために専門家を交え関係者による旅づくり塾を開催する費用として観光協会への補助金三百十五万円、過日の降雨による災害復旧事業に農業、林道、公共土木で千三百九十二万円などであります。

また、今回の震災を受け、村内十六か所の避難所に発電機や毛布等の避難用品を整備するために四千百万円を計上しました。

保育園の耐震調査について、伍和、智里東の両保育園分五百万円を計上しました。智里西、清内路保育園は、別に耐震化工事を計画します。

このほか中学校建設費四千四百万

### 六月議会の案件

さて、本議会でご審議いただく案

円を追加します。阿智中学校改築事業については、ほぼ完了し総額二十四億円以内で建設を終えるとした当初計画内に収まることになりました。

以上のほか、国民健康保険税の改正について追加日程でお願いいたしましたと考えます。昨年度は、前半で医療給付費が多額になっていましたが、後半では平年並みに落ち着きました。繰越金も多く見込まれますので当初見込んだ十五%から十%アップを運営協議会に諮問し了承を得ました。

### おわりに

六月三〜五日に清内路と南木曾町を会場に、全国山菜文化研究会総会が開かれ全国から百名余の人々が参加し、清内路の朴葉寿司等の郷土食と自然を堪能されました。また、「治部坂を考える会」が発足し自発的に治部坂の活性化を進める取り組みが始められました。県の元気づくり支援金の応募も阿智村は多く、住民の皆さんの自発的な地域づくりが活

発であることの証でもあります。様々なところでいろいろな取り組みが行われています。元気な村づくりに向かってさらに進んでまいりたいと思います。「元気な集落、豊かな自然、遙かな歴史、一人一人が輝く村」をキャッチフレーズに、阿智村発足五十五周年、浪合合併五周年、清内路合併二周年の記念年として様々な取り組みを行っており、秋には記念式典を計画しております。秋に計画していましたコンサートは都合で開催できませんが、公民館を中心に各地区館ごとの特色を盛り込んだミュージカルの計画が進んでいます。昨年「道」という創作ミュージカルを演じられたコモンビートの皆さんに加わっていたいて手作りのミュージカル上演の計画が進んでいます。この記念年を機に、さらに、三村が一体的に発展されるよう考え、実践していくことを期待するものであります。皆様の一層のご協力をお願いし挨拶といたします。

### 事務執行の不手際について

固定資産税のうち、二十一、二十二年度に新築、改築された家屋にかかる課税調査九十一件中四十件を怠っていたことが判明いたしました。未調査であった方々には、事情をご説明し五月二十九日に、都合がつかない別荘二件を除いて完了することができました。今後は、税額を確定し納付していただくこととなります。該当のみなさんには大変ご迷惑をおかけし申し訳なく思いますがご協力をお願いいたします。

今回の件は、意識していたにもかかわらず実施しなかった担当職員の怠慢以外の何物でもないわけですが、これをチェックできなかった上司の怠慢でもあります。先回発生したのも、税務係のところであり、私といたしましても、その折に遅滞している事務がないか強く全職員に問い、課長、係長段階でもチェックするように致したところでありまし

た。事務チェックを取り入れた矢先で、今回の事態が同時進行しておつたにもかかわらず、発見できなかったことは誠に遺憾であります。

担当職員の自覚の欠如は言うに及ばず、それを言い出し得なかった状況についても大きな問題を含んでいると考えざるを得ません。副村長をチーフに、調査委員会を持って現状の把握と原因の究明を行ってまいりました。また庁内全職員に考えられる原因と、対策についてのアンケートも実施いたしました。

担当職員及び係長に対しては懲戒処分を行いました。私及び副村長の報酬減額処分については、今議会議案中に議案として提案致したいと考えます。今回の事件を受けて、原因の究明を行うとともに、職員の仕事に対する意識の改革を行い、再発防止に全力を傾けてまいる覚悟であります。重ねてお詫び申し上げます。